

地域の権利擁護支援システムの確立

～中核機関と地域連携ネットワーク～

大阪府成年後見制度利用促進専門員
上田晴男

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

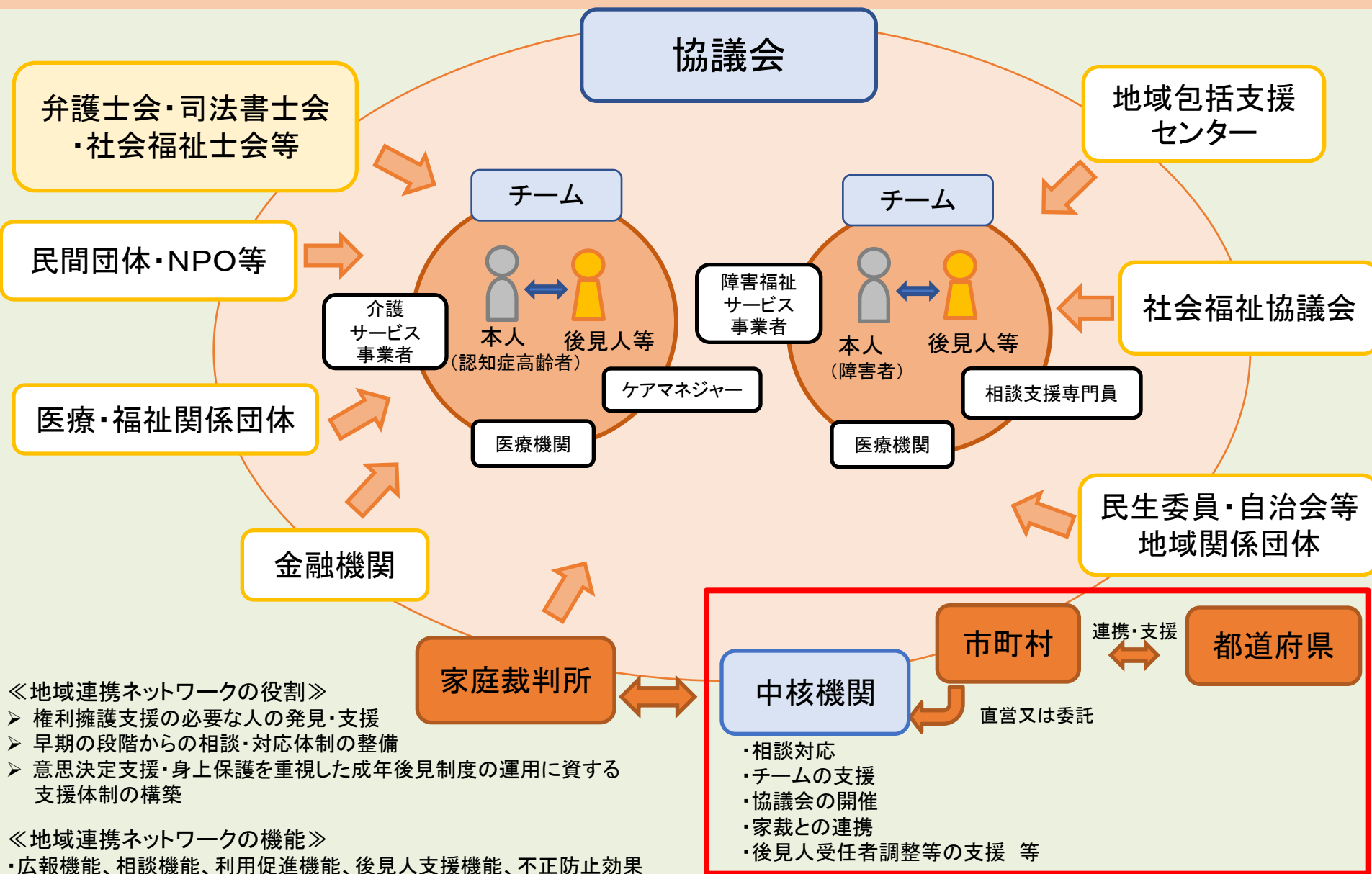
- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
 - ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
 - ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

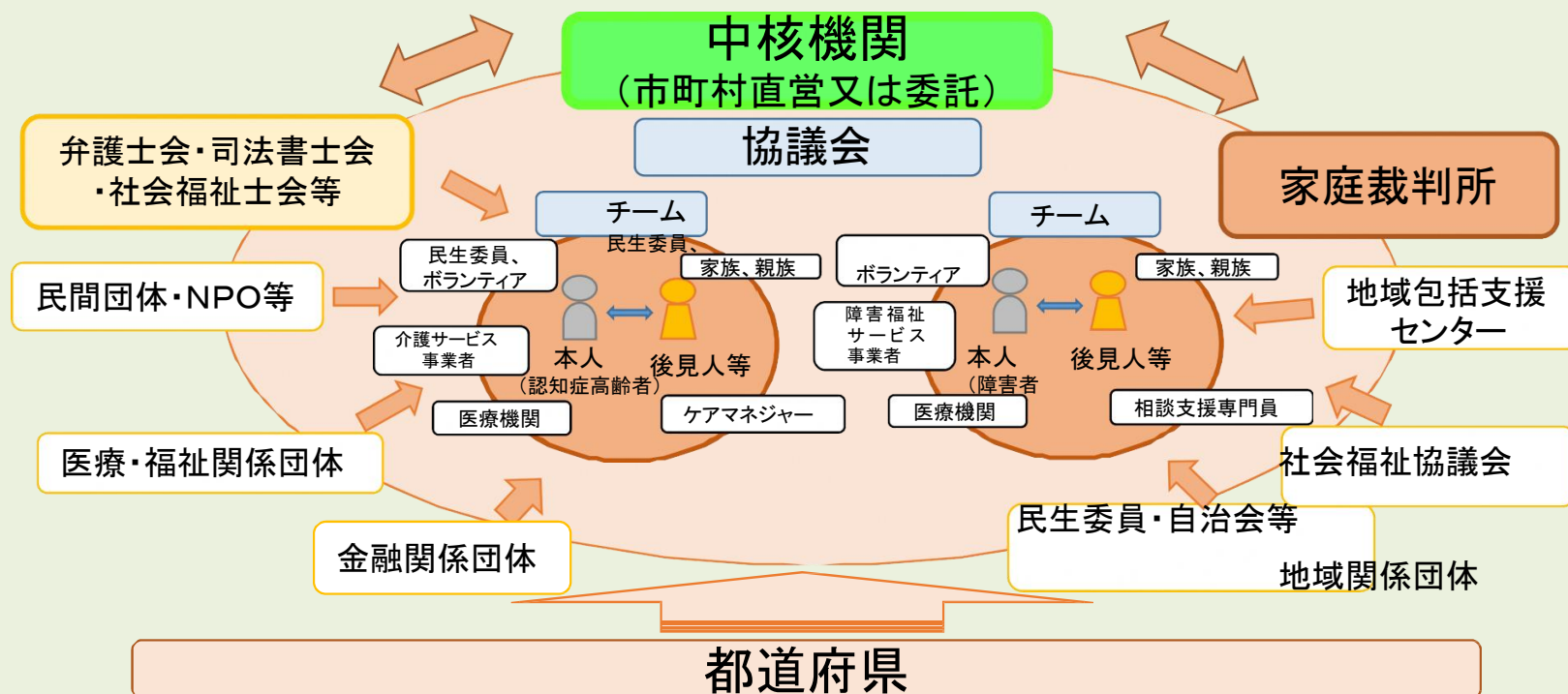
※チーム: 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなつて日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

●実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの中核となる機関の指定等

“権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

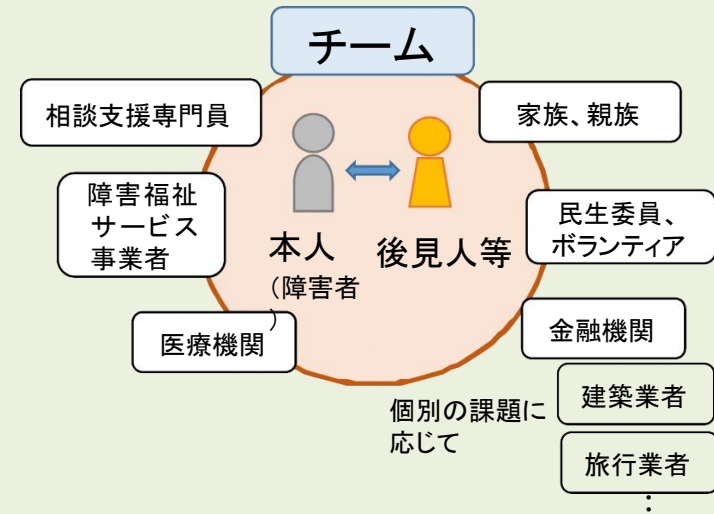
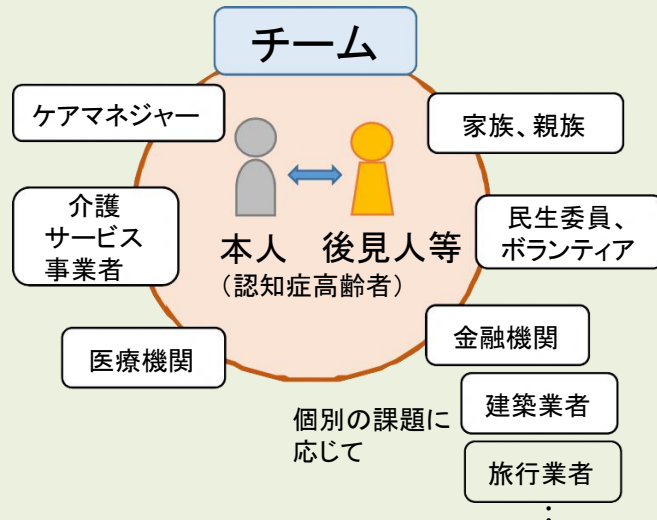


※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

1 点目 「チーム」について

●必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容:本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

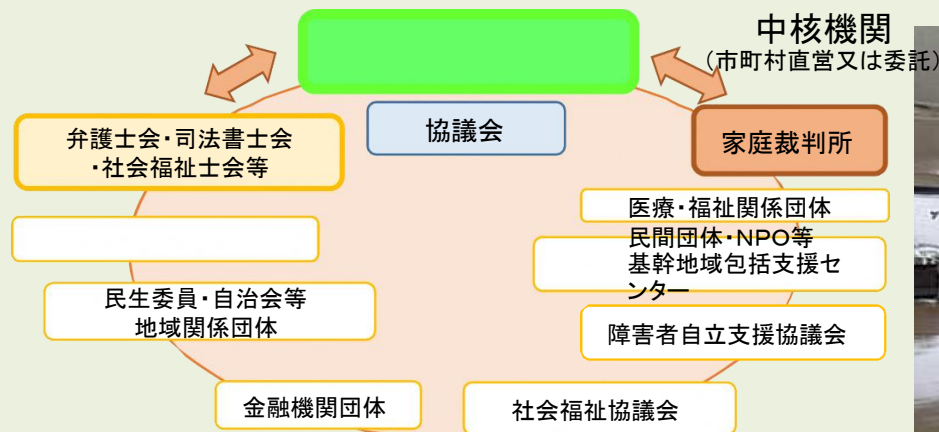
メンバー例:ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、

家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等 **エリア:**日常生活圏域など

2点目 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、**他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに構築する必要は必ずしもない。**
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや 障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- **ポイントは、司法も含めた関係者との連携**であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容: 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例: 上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など) **エリア:** 自治体圏域～広域圏域

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

3点目 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】

- ①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動の促進）、④後見人支援

- 協議会の事務局

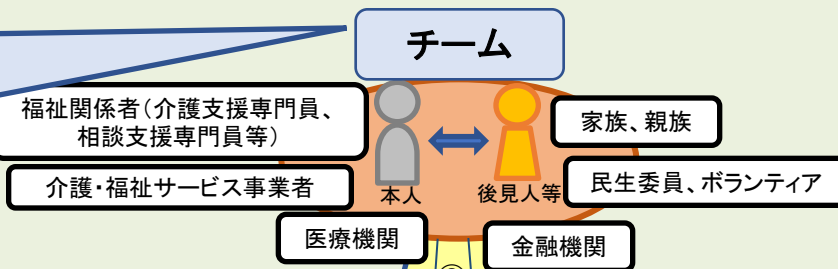
中核機関 （市町村直営又は委託）

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。（いわゆるハコモノ新設ではない。）
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
- 「小さく生んで大きく育てる」という考え方。「広報」「相談」が優先すべき機能。

権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
※中核機関が全体構想の設計・実現の**司令塔**の役割を担う

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制



専門職による専門的助言等の支援の確保
中核機関が①～③の3つの検討・判断の
進行管理の役割を担う

専門職団体や関係機関が連携
体制を強化するための協議会
中核機関が**事務局**の役割を
担う

協議会

地域包括支援センター

社会福祉協議会

民生委員・自治体等
地域関係団体

弁護士会・司法書士会
・社会福祉士会等

民間団体・NPO等

医療・福祉関係団体

金融機関

家庭裁判所

中核機関

市町村

都道府県

- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「**司令塔機能**」
- 地域における「協議会」を運営する「**事務局機能**」
- 地域において「3つの検討・専門的判断（上記①～③）」を担保する「**進行管理機能**」

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

権利擁護支援システムと権利擁護支援センター ～先行整備地域の取り組みから～

先行整備地域例

堺市権利擁護サポートセンター(大阪府)

広域型の例

尾張東部権利擁護支援センター(愛知県)

地域の権利擁護支援ニーズのひろがり

「権利擁護支援センター」設置の背景

権利擁護支援と行政責任

- **「住民の福祉の増進」(地方自治法第1条の2)としての権利擁護支援**
- **「虐待防止法」等における市町村の責務の規定**
- **適切な権限行使と体制整備**
- **専門人材の確保と資質の向上**
- **成年後見制度の利用に関わる権利保障**

権利擁護支援の費用対効果

- ・ **公租公課等の滞納の解消及び防止**
- ・ **高齢者・障害者の自立生活支援**
- ・ **生活保護等、自立支援施策の実効性の向上**
- ・ **住宅・環境等の各種施策の課題解決**
- ・ **市民の財産上の被害の防止**

権利擁護支援センターの機能

専門支援機能とは・・・

後見支援機能とは・・・

権利擁護支援者とは...



ネットワーク形成機能とは・・・

堺市権利擁護サポートセンター

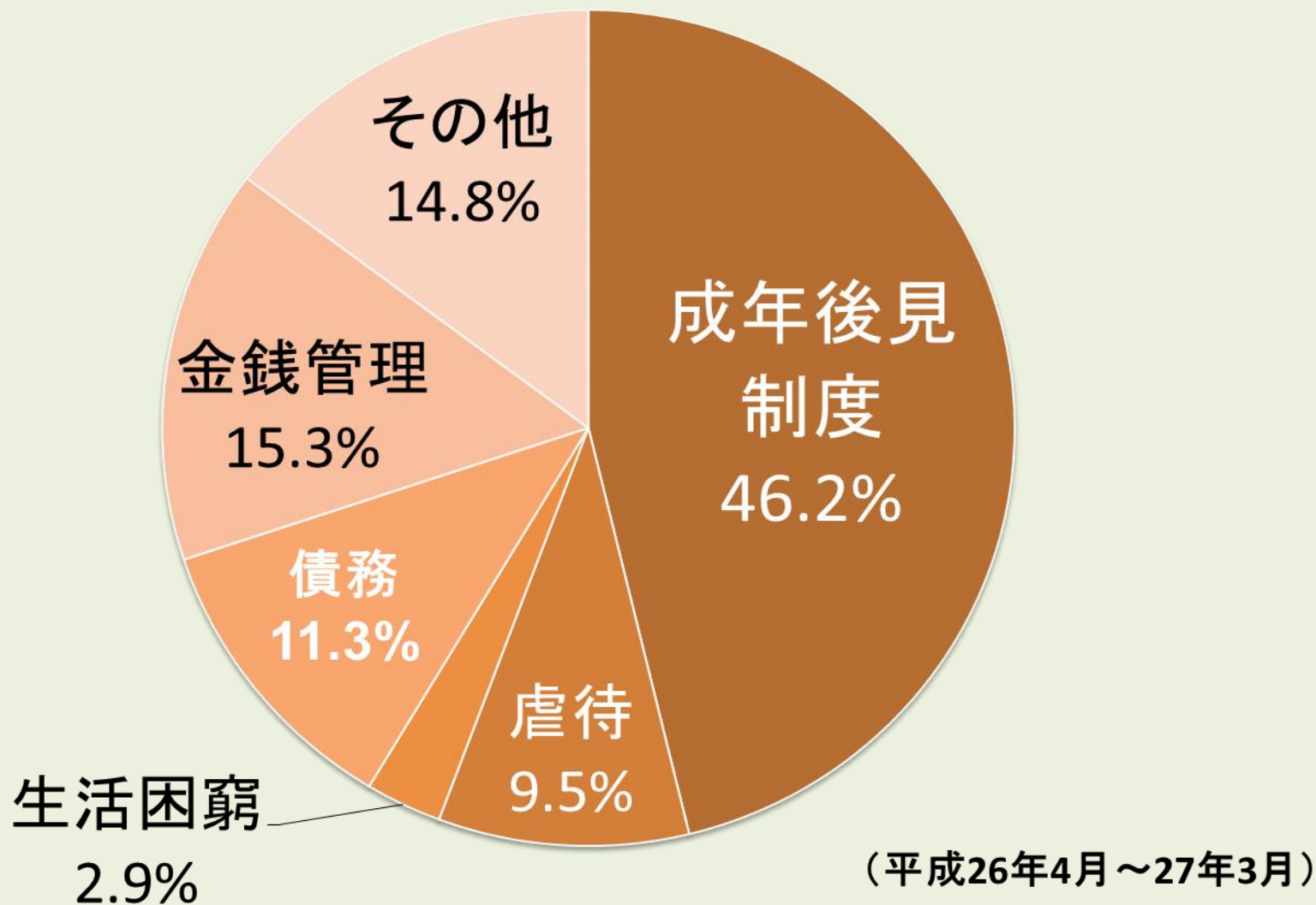
経過

- 第2次堺市地域福祉計画(平成 21 年 3 月策定、計画期間:平成 21年度～25年度)において、先導的・重点的事業として「権利擁護の中核的なセンター」の設置を位置付けた。
- 平成21年度に「堺市における権利擁護に関する実態調査」を実施し、今後の課題と求められる中核的機能を明らかにした。
- 平成22～23年度に学識者、関係団体等が参画した「堺市における権利擁護に関する検討会」を開催し、権利擁護の範囲、センターの機能、権利擁護支援システム、実施主体・運営主体について検討を行った。
- 平成24年度に学識者、関係団体等が参画した「権利擁護の中核的なセンター開設準備委員会」を開催し、センターの事業内容、実施体制、権利擁護ネットワークの構築について検討を行った。

事業の目的

- 地域の相談機関等に対して専門職による相談と支援を行うことで、市民の権利擁護を図る。
- 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が成年後見制度を的確に利用できるしくみづくりと人材育成を進める。
- 地域福祉の視点から、市民が後見業務の新たな担い手として適切に活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進を図る。
- 広報、啓発、研修を行うことにより、見守り、発見といった支援機能を持った地域づくりを行い、地域の支援力を高める。

権利擁護支援センターで対応している内容 ～堺市権利擁護サポートセンターの場合～



広域型「中核機関」の設定

～尾張東部権利擁護支援センターの場合～

概要

①センターの位置づけ、特徴

○近隣で先行していた東濃成年後見センター(岐阜県)、知多 地域成年後見センター(愛知県)をモデルとして、広域・NPO 新設型で設置。1か所で圏域全体をカバーしている。社会福祉協議会は、原則1市町の区域で事業を行っている。どこかの市町に負担をかけるのではなく、新規にNPOを設立し6市町が対等の形で参画していくことを選択した。

○丁寧な本人主体の支援と地域による支援を進めるため、法人受任は個人受任では困難なケースに限定し、できるだけ親族・専門職・市民後見人を中心としたチーム支援の構築を目指している。○行政の参加を重視した運営体制を構築している。

センター設立までの経緯

①センター設立に向けた動きの前段階

○平成21年10月、障害福祉分野の尾張東部保健福祉圏域会議において、先行する知多地域成年後見センターを念頭に、成年後見センター設置の検討が課題として取り上げられた。日進市が幹事市となり、高齢福祉分野も含めた成年後見センター研究会を21年10月に設置した。

②センター設立に向けた動き まず、研究会を設置し、共同設置の合意に向けた検討を行い、ついで、調整会議を設置しセンター設置に向けた具体的課題を検討。それぞれ到達目標と期限を設定して検討した。

「成年後見センター」等との相違点

権利擁護支援センターの設置プロセス

地域における 総合的な権利擁護支援システム(イメージ図)

